

## 第46号議案

### 損害賠償の額を定めることについて

次のとおり損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第96条第1項第13号の規定により、市議会の議決を求める。

令和5年6月9日提出

芦屋市長 高 島 峻 輔

### 記

#### 1 相手方

#### 2 事故の概要

令和3年12月15日、芦屋市涼風町4街区先の歩道においてランニング中に、バイクの通り抜け防止のために設置したチェーンに接触し、転倒し、歯牙破折等の傷害を負ったもの。

#### 3 損害賠償額 金1,036,016円

## 参 照

### 損害賠償の額を定めることについて

#### 1 事故の概要

令和3年12月15日、芦屋市涼風町4街区先の歩道においてランニング中に、バイクの通り抜け防止のために設置したチェーンに接触し、転倒し、歯牙破折等の傷害を負ったもの。

#### 2 事故の相手方

#### 3 損害賠償額 1,036,016円

##### 内訳

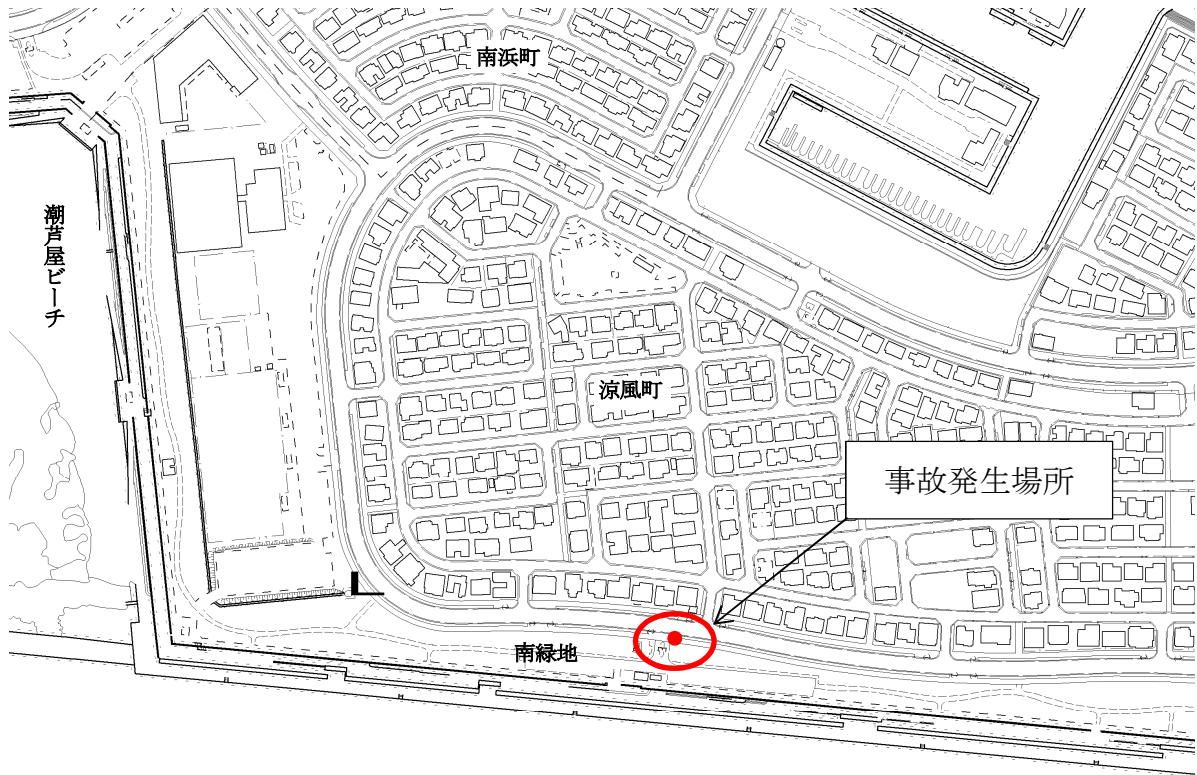
(1) 治療費等	182,750円
(2) 休業損害	49,370円
(3) 慰謝料	1,050,000円
(4) 対物賠償	12,900円
合計	1,295,020円

市の過失割合 8割

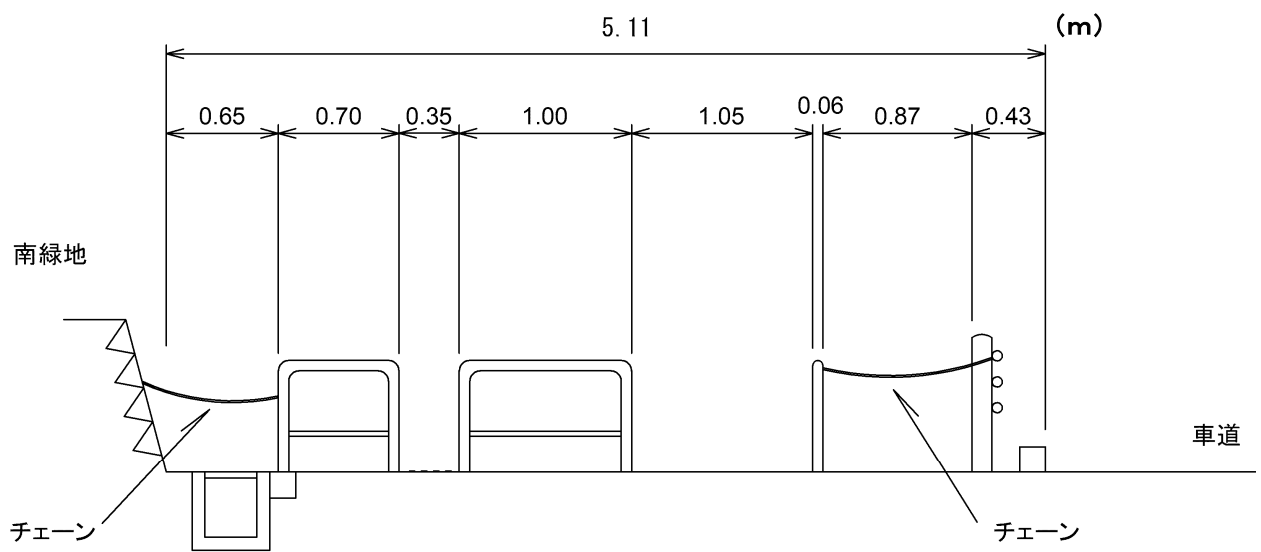
#### 4 損害賠償金の補填

損害賠償金は、保険会社から全額が補填される。

位置図



断面図



現場状況写真（事故当時）

